

福島県 教育新聞

= 職場討議資料 =

新学習指導要領対応

2009教育課程編成にむけて

明日のために

小学校編



発行人
福島県教職員組合
発行所
福島県教職員組合
福島市上浜町10-38
電話024-522-6141
(定価一部 30円)
(この購読料は組合費
に含まれています。)
編集者 浦井信義
責任者
e-mail:
fukyoso@poplar.ocn.ne.jp

目 次

CONTENTS

- ごあいさつ 1 ページ
この討議資料を活用されるにあたって
- 「改正」教育基本法と新学習指導要領 2 ページ
教職員の多忙化は意図的なもの

《新学習指導要領下における教育課程編成の視点》

- ～ 時間割(日課表)の弾力的な編成 ～
- その① 1日は5時限で完結させるべし 3 ページ
- その② 毎日の「あたり前」の価値を再考すべし 4 ページ
- その③ 教材研究時間を日課表に「毎日」位置づけるべし 5 ページ
 - ・教育課程カレンダーと日課表
 - ・日課表作成の禁忌事項
 - ・教育課程編成をリードできるのは組合員だけです 6 ページ
- ～ 特別活動の抜本的見直し ～
- その④ 「1日学校行事」を見直すべし
- その⑤ 年間学校行事の在り方を見直すべし 7 ページ
- その⑥ 特設クラブを縮小・精選すべし 8 ページ
- ～ 総合的な学習の時間の発想の転換・再編成 ～
- その⑦ やっかいものをリサイクルすべし 9 ページ
- その⑧ 宿泊学習は総合的な学習の時間とすべし 10 ページ

《「労働安全衛生法」は現在最強のアイテム》

- その⑨ 働き方のルールづくりを急ぐべし 11 ページ

◇ じっくりとものを考えられるゆとりある職場に

中央執行委員長 浦井 信義



改悪教育基本法下で、初めて学習指導要領が改訂され、09年度から移行措置に入ります。国家主義、能力主義が前面に出てきたのが特徴ですが、もう一つの大きな特徴は「授業時数増」で、これまでの「ゆとり教育」と逆行しています。特に小学校では、授業時数が移行措置から大幅に増加されます。小学生に午後の授業を多く強制するだけでなく、多忙化にさらに拍車をかけます。そこで、県教組の教育課程編成委員会が作成した職場討議資料「2009教育課程編成に向けて」(小学校編)を全小学校に配布し、問題の多い小学校教育課程編成の視点を提起します。編成のポイントとして「6校時をなくす時間割編成の工夫」「特別活動の見直し」などを徹底し、ゆとりの時間を創出していくことです。ものと考えられない多忙な職場から、じっくりともの考えられるゆとりある職場に変えていくことが、今回の問題提起です。ぜひ、全小学校の職場で、地区で支部で学習しましょう。

◇ 私たちは教育現場で働く労働者である

教育課程編成検討委員会委員長 大槻 研司



私たちは教育現場で働く労働者である、という現実を意識したことがありますか。今回の学習指導要領の改訂は、この現実を意識するよい機会であると考えられます。

第1は改悪教育基本法第2条で徳目(公共の精神・伝統と文化の尊重・愛国心等)を法として格上げしたことによる道徳教育の強化です。しかし、教育は、「真理を希求する」活動です。こうあらねばならぬという支配の論理の押しつけは、教育の劣化(労働の質の低下)です。

第2は、授業時数の増加、すなわち労働量の増加です。一方で個人情報保護の下、労働時間と場所が制限され、労働量の増加(多忙化)との矛盾が野放し状態にあります。あげくに賃金の引き下げです。

「科学的真理」を大切に、多忙化に歯止めをかけるために『労働安全衛生法』と『適正化プログラム』を活用しながら、この『提言』を教育課程編成に是非とも活かしてください。

この討議資料を活用されるにあたって

教育課程(学校教育活動の総体)を編成するにあたって、私たちがめざす学校教育に様々な面から拘束を与えるのが学習指導要領です。学習指導要領は「国のための教育」を推し進めようとするもので、許されるものではありません。しかし、教育基本法が「改正」され、学校の管理強化に拍車がかかっている現在、学習指導要領の拘束を無視して、教育課程を編成することは困難であることも事実です。

そこで、本討議資料では、2008年3月に出された「小学校学習指導要領」内容の範囲内で、子どもと教職員が学校の中で有意な時間を過ごすことのできる基本的な考え方を提起することになりました。同じ「小学校」であっても、地域・学校規模等、さまざまなちがひがあります。ここで提起する教育課程編成のポイントや具体例を参考に、どう「自校化」するかが腕の見せ所です。この秋には、検討委員が各支部をおじゃまして学習会を行う予定です。紙面が限られていますので、詳細はその際に。

「改正」教育基本法と新学習指導要領

2006年12月に「改正」教育基本法が強行採決され成立しました。今回の学習指導要領改訂は、「改正」教育基本法下で初めてのものであり、「改正」の意図が強く反映されています。

【「改正」教育基本法の問題 ≡ 新学習指導要領の問題】

- 国家権力の介入を正当化
- 道徳心と宗教に関する教養を明記
- 「個人の価値の尊重 = 能力の伸長」のすりかえ

油断してると
思うツボ

これらは、1950年代から保守勢力が「47教育基本法」を捻じ曲げながら学校教育に導入を図ってきたものですが、教育基本法「改正」により、強く押し出されました。

中央教育審議会*会長：山崎正和の言葉どおり「教育とは国家の統治行為」にもとづく学校機能の戦前回帰†ともいえるねらいが色濃いものとなっています。



教職員の多忙化は意図的なもの

教職員の多忙状況は、明らかに意図的につくられたものです。

教育現場で子どもたちと密着している教職員を困難な状況に縛りつけておくことにより、教科書を中心とした「国のための知識」の注入や「従順な国民」づくりを教職員に担わせようとしています。
(忙しければなるほど視野が狭くなるあなたがそこにいます。)

多忙化を軽減・克服し、人間として子どもを考える時間を、勤務時間の中でどう捻出するかを真剣に考えなければなりません。

◆◆ 新学習指導要領下における教育課程編成の視点 ◆◆

- ① 時間割(日課表)の弾力的な編成
- ② 特別活動(学校行事・特設クラブ)の抜本的見直し
- ③ 総合的な学習の時間の発想の転換・再編成



以上、3つの視点を中心に、小学校教育課程編成のポイントを問題提起します。

* 中央教育審議会：文部科学大臣の諮問機関。民主教育のため、とは名ばかりで、委員は任命制によるご都合主義的色彩合いが濃い。学習指導要領は本審議会の「初等中等教育分科会」の論議を中心とした「中教審答申」に沿った形で作成される。

† 学校機能の戦前回帰：1872年の学制により導入された「学校」は、近代公教育として「国民形成」を目的としたものである。今回の学習指導要領には、戦前のように「学校」を「物言えぬ国民づくり」の装置としようとする意図が強くみられる。

《新学習指導要領下における教育課程編成の視点》

～ 時間割(日課表)の弾力的な編成 ～

明日のために その1

1日は5時限で完結させるべし

今回の要領改訂で、一番の関心事は「授業時数増」でしょう。

※ 実際、来年度(2009)から全学年で35時間程度(1年生は34時間)の時数増があり、さらに2011年度には1・2年生で35時間程度(合計70時間程度)の「授業時数増」が強制されます。



授業時間は各学校で設定可能*です

これまでも実践されている、いわゆる「タイム・モジュール」の運用が可能です。

簡単に言うと、週3回15分のモジュール導入で、午後の授業時数増†は回避できます。しかし、単に15分間のドリルタイムでは無味乾燥。学級担任制の小学校ならではの、柔軟な日課表の作成が求められます。(教職員の「放課後」も重要です!)

A パターン (シンプルなドリルタイム)

- ☆ 15分の「朝ドリル」を教科時数カウント
- ☆ 「自習」ではないので、指導が必要
- ☆ 毎日ではなく週3～4回
- ☆ 10分を1単位とすると9回で2時間分(年間158回で35時間クリア)

B パターン (60分授業①)

- ☆ 1校時目を60分授業とする
- ☆ 朝の早い時刻から連続して同教科学習
- ☆ 国語や算数では内容に応じて授業の途中に子どものリフレッシュ等の工夫が必要
- ☆ 視聴覚教材等の導入が有効
- ☆ 週3回で時数増クリア

C パターン (完全モジュール)

- ☆ 1単位を15分で計算(3単位で1時間分)
- ☆ 子どもの様子を見て担任が裁量できるよう計画
- ☆ 業間あそびの時刻は統一設定が必要な場合も
- ☆ 特別教室・体育館等の使用時間は事前に決定
- ☆ 午前中に2回、5分の移動準備の時間を考慮

D パターン (60分授業②)

- ☆ 5校時目を60分授業とする
- ☆ 60分に限らず、内容によっては75分授業も可能
- ☆ 担任の裁量でできるように計画

☆ 週の中で A・B・D パターンを組み合わせたり、季節ごとに組み替えたりも可能

* 授業時間の設定：要領解説総則編 P46には「授業の1単位時間は、各学校において、～適切に定めるものとする」を受け、「授業は60分で行うことや～反復練習を10分間程度の短い時間を活用して行う」とある。時間割の弾力的な編成については、P48「各学校においては～時間割を弾力的に編成することができる」とある。波線文末は「配慮するものとする」からの変更であり今回改訂の目玉でもある。「児童の発達段階の考慮」・「児童の実態に応じ」が大切。(小学生はみんな要考慮)

† 午後の授業時数増：子どもと教職員を「学力向上」名目の時数増により、拘束時間を長くし、縛り上げる管理施策であり、許されないもの。小学生に午後の授業を強要することは、義務制学校においては人権侵害にも価する。時数増による子どもと教職員のストレスは影響甚大。子どもと教職員自らを守るための危機管理が当然の措置である。

明日のために その2

毎日の「あたり前」の価値を再考すべし

私たちが新採用時からこれまでに、教えられ・学んできた「学校のあたり前」の中にもかなり再考・改善すべきことがあるように思われます。学校をめぐる動きは、急速に変化しています。日課表の中の「学校のあたり前」を再検討する時期にきています。



● 毎日の一斉清掃は必要か？

一斉清掃は、かなりの時間を消費します

県内のかかなりの数の学校で、清掃活動を週2～3回程度とし、その時間を子どもの遊びの時間や集会の時間、時間を繰り上げて教材研究の時間にあてていると見られます。清掃活動については、要領解説*の中でもふれられていますが、「毎日」「一斉清掃」ではありません。学級ごとや学級の当番の活動でも十分な場合が多いはずで



● 朝・帰りの会は必要か？

短時間で終了

朝の会[†]で「めあて」を決めて、帰りの会で反省という「学級経営」の方策を採用している学校がほとんどではないでしょうか。健康観察や諸連絡・担任の話だけで簡潔に終了してはいけないのでしょうか。朝・帰りの会あわせて、1日40分以上の時間をつかっているのではないですか？

● 全学年同じ日課は望ましいか？

発達段階の差を考慮

満6歳児から満11歳児までの発達段階の差は、中学・高校の比ではありません。それにもかかわらず小学校の日課は、ほぼ午後1時すぎまでは、全学年全く同じ。おかしいと思いませんか？「児童の発達段階の考慮」・「児童の実態に応じ」(P3脚注)と要領解説にも触れられているのに「考慮」できない場合は各学校の責任となる構造になっています。

3ページのCパターン(モジュール)を駆使すれば、かなり柔軟に発達段階に応じた日課表がつけられるはずです。授業開始時刻を統一する必要もないはずです。小回りの利く小規模校からぜひとりくんでみてください。

学期末事務整理日の確保について

教育課程カレンダーに学期末事務整理日がきちんと位置付けられているでしょうか。

個人情報保護の側面から、テスト・通知票等の学校外への持ち出しは厳禁のはずです。

この状況下で、学期末事務整理の時間が確保されていないとすると、黙示的超勤強要であり、校長の明らかな「安全配慮義務」違反です。「労働安全衛生法」については後述します。(P11)1日の事務可能時間の長短にもよりますが、最低でも学期5日以上は必要でしょう。(10日あってもおかしくない)

「個人情報保護」「労働安全衛生法」を盾に胸を張って多くの整理日を要求しましょう。

* 要領解説特別活動編における清掃：P44「清掃などの当番活動の役割と働くことの意義の理解」。記述はあくまで「当番活動」であり、「意義」「貢献実感」の指導についてである。清掃活動の回数や方法を規定しているわけではない。一斉清掃は、戦前からの「神聖なる場を清める」または「心身鍛錬」の形を踏襲している学校文化的色合いが濃いと思われる。

† 要領解説特別活動編における朝の会：同上P44に若干の記述があるが、「朝や帰りの時間」であり、「学級活動の授業時数を充てない」との限定つきでもある。つまり「会」を開かなければならない義務は存在しない。

明日のために その3

教材研究時間を日課表に「毎日」位置づけるべし

日課表に知恵を絞る理由には、次の2つがあります。

- ① 児童にとって「生活の場*」である学校での活動を無理なくプログラムするための時間設定
- ② 担任教師が「楽しい学校」をコーディネートする基盤となる教材研究(授業準備)時間の確保

子どもたちが笑顔で学校生活を送るには、なんといっても授業を楽しくすることです(学校生活で授業時間が一番長い)。授業への「仕込み時間」としての**教材研究時間の確保は小学校教師の「命づな」**といえます。要領解説総則編 P44 に次のような記述があります。

授業時数の確保に当たっては、各学校において、教師が教材研究、指導の打合せ、地域との連絡調整等に充てる時間を可能な限り確保するため、会議等の持ち方や時間割の工夫など時間の効果的・効率的な利用等に配慮することなどに留意することが求められる。(P72 も同様)

※ 福島県教育委員会からも「総実勤務時間の短縮」という側面から、同様の工夫を求める通知(いわゆる「適正化プログラム」1998)が出されている。この間、何度も改善を求める通知が出されており、現在でも有効である。詳しくは各支部へ。

学校関係裁判の判例をみると、教職員は「プロフェッション」としての自覚が促されています。仮に教職員が「プロフェッション」だとすれば、職務遂行に必要なものは要求し、「**無理なものは無理**」と胸を張って拒否することも必要です。

日々の授業に迫られる小学校教師にとって教材研究時間の確保は絶対条件。勤務時間の中での教材研究時間の確保(当然「毎日」です)に向け、知恵を出し合わなければなりません。



教育課程カレンダーと日課表

日課表とともに教育課程編成で重要なのが年間カレンダーです。教職員は常に「子どもと向き合う」こと以外の学校業務に追われながら労働しています。年間200日程の授業日の中で、連続して授業活動に打ち込める期間は何日あるでしょう。たぶん3日とないはず。それでは「学力向上」や「きめ細やかな指導」などできるはずがありません。せめて2週間程度、**連続して授業に打ち込む期間の設定**を主張してください。

また、宿泊学習等、勤務時間の変更を直近に行えるように、活動日の前日や翌日は3校時や4校時に放課にし、引率者が無理なく勤務できるようにする計画が必要です。これは当然のルールです。

日課表作成の禁忌事項

○ 授業コマ数の週固定

学校・地区により「火曜～木曜日は必ず6校時」と授業コマ数を固定している例があります。教職員の教材研究や事務整理はいつ行うのでしょうか。子どもだって迷惑です。どうしても必要な回数だけ、やむを得ず6校時実施でしょう。今年度中に分会・支部一丸となって、行政側に撤回を求める運動を進める必要があります。

○ 余剰時数の確保

標準時数以上の余剰時数は必要ありません。「学力向上」を理由に大幅な余剰時数の実施を求められた場合は、教職員の勤務時間と業務量を担保として導入をストップする必要があります。学級閉鎖等に備えての余剰時数が計画されている場合は、何事もなければ、3月にでも余剰分だけ早く放課できるように確認をとっておきましょう。

* 学校は生活する場：1996中教審第1次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」の中で「これからの学校像」として次のような記述がある。「(学校は)子供たちにとって共に学習する場であると同時に共に生活する場」

想い・願いを具現化させるために

教育課程編成をリードできるのは組合員だけです。

分会組織を有効に活用しましょう。これは、教育課程編成に限ったことではありません。**学校の方向性を決定するような重要な会議の前には、職場会**を開いて、基本方針の共有化を図りましょう。もちろん各組合員の考え方はさまざまです。それは当然のことですが、教育課程編成を含む学校の重要案件には必ず教職員の働き方がかかわってくるはずで、そこを切り口とすれば組合員どうし話は早い。会議の中で2人3人と同じ方向性の意見が出れば、悪い結果は招かないはずで、近年多忙状況が進み、開催が難しい状況にあります。そんなときは事前に印刷したメモ書きを組合員にわたして、争点の共有化を図り、会議に臨むことが肝要です。黙っていても状況は好転しません。

《新学習指導要領下における教育課程編成の視点》

～特別活動(学校行事・特設クラブ)の抜本的見直し～

明日のために その4

「1日学校行事」を見直すべし



宿泊学習や遠足の時数計上は、いろいろ面倒くさいから「1日学校行事」。これも無理からぬことですが、「1日行事」を多用しすぎると、「標準時数確保」の側面から、6校時がふえる原因*となります。要領解説：特別活動編 P117 には、下のような記述があります。

「行事間の統合」は、「1日行事」を極力おさえ、活動日を5校時・6校時扱いとすることによってはじめて可能となります。



学校行事における「行事間の統合」とは、別々の学校行事を一つの学校行事に組み合わせて実施するなど、学校行事に充てる授業時数を精選し、より効果的、効率的に目標を追求しようとするものである。

例えば、遠足・集団宿泊的行事において長期の集団宿泊活動を行う場合、登山などを実施した際に勤労生産・奉仕的行事として清掃活動を行うなど、遠足・集団宿泊的行事と勤労生産・奉仕的行事を統合して実施するなどである。

* **6校時がふえる原因**：新要領での6年生標準時数は980時間。年間約200日の授業日なので、毎日5校時で行えば、5時間×200日＝1000時間となり、6校時は必要のない計算になる。基本的に6校時が必要になる原因は、標準時数の中に含まれない、各学校で「適切な授業時数を充てる」児童会活動・クラブ活動・学校行事の時数と余剰時数(P5 下段右)である。

児童会活動とクラブ活動については、できる範囲で回数を設定したり、60分授業にするなど工夫がすすんでいるが、学校行事については、手つかずの場合が多い。一般的に、「1日行事」の多用や学校行事時数の多さが6校時を生む原因となっている。児童会活動・クラブ活動・学校行事時数は、あくまでも各学校での自由設定である。あれもこれも欲張りすぎると、6校時が増加し、放課後時間の減少を教職員自らが招くことになる。

《「行事間の統合」の例》

【遠足の場合】(1・2年生)

○ 実施日を5時間扱いとする

- ・ 1～4校時は遠足的行事
- ・ 5校時目は奉仕的行事

目的地から離れる前に、勤労生産・奉仕的行事として「ごみひろい」を行う。



☆ このスタンスは、その他の種類の行事にも活かされます。

「行事間の統合」と

「総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替」

注意事項

新要領下の教育課程編成のポイントに「総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替」(要領解説総則編 P50、本資料: P10)がある。前頁の要領解説: 特別活動編の「行事間の統合」に関する例示の「遠足・集団宿泊の行事」と「勤労生産・奉仕的行事」は、「代替」により、「総合的な学習の時間」での実施に替えることが可能になった。

「午後の時数増防止」の側面からすると、上記2つの学校行事は「総合的時間」として実施するのがよい。

そうすると「行事間の統合」の活用は、「総合的時間」がない1・2年生で有効である。

3年生以上では体験的な活動ではあるが、「代替」をしない場合(学校行事で実施)に活用いただきたい。

「総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替」については、本資料 P10 を参照のこと。

① 明日のために その5

年間学校行事の在り方を見直すべし

あきらめない!!



● 運動会・学習発表会は毎年必要か?

よく考えて

小学校の2大行事、運動会と学習発表会は全学年、毎年開催する必要があるでしょうか。2つとも従来通り行くとすると、何らかの代償と引き換えになります。高校だって、毎年開催する学校は少ないはず。どちらかを隔年開催にする決断も必要です。

または、奇数学年は学習発表会重視、偶数学年は運動会重視と、毎年開催でも学年ごとに軽重をつける方法が、さしあたり実効性があるかもしれません。「子どもが楽しみにしている」というより「子どもに楽しみにさせている」という側面もなきにしもあらずです。

● 儀式的行事は45分必要か?

子どもの昼食時刻を考慮(始業・終業日)

始業の日や終業の日は、子どもも教職員も超過密。落ち着いて職員会もできない様相です。子どもの生活リズムや集中力を考えると、午前中放課がベストです。そこでぜひ、子どもの昼食時刻を考慮してください。遅くても、11時30分には学校を出発できないと人権問題です。少しでも早く子どもたちが昼食をとれる、次のような工夫が必要です。

① 特別日課として1校時開始時刻を早める。

② 始業式・終業式をセットで学期1時間扱いとする。(20分ずつ。0.5時間扱い)

時間割の弾力化、授業時間の設定と学校行事の時数決定は「学校裁量」です。



明日のために そのも

特設クラブを縮小・精選すべし

「特設クラブ」のやりくりはどの学校でもかかえている大きな問題です。「特設クラブ」活動が常態化しているのが、福島県の小学校の大きな特徴といってもいいかもしれません。しかし国や県の教育行政は「特設クラブ」について、存在しないものとして教育施策を打ち出しています。小学校教職員の「板ばさみ状態」を早急に解消する必要があります。フォーマルな**学校業務との両立は無理**です。さまざまな教育課題に対処するためには「特設クラブ」活動を削減する方向で検討する他はありません。次のような視点で解決に向け各学校で検討してください。

- 問題を顕在化……「特設クラブ」は基本的にやらなくていい活動。特に押しつけられている教職員は教材研究等のフォーマル業務を行う時間のなさを校長・同僚に機会あるごとに訴える。
- 状況を冷静に判断…賃金カット・学校予算削減・学力向上・授業の質的改善・個に応じた指導・目標管理制度・個人情報保護・労働安全衛生法等、学校をめぐる動きはほとんど削減の方向。
- 学級担任の責務……学級担任は、わずかな放課後の時間に学級児童に向け時間をかけるのが原則
- 自信を持って……現在の司法判断では「教職員はプロフェッション」(P5)。「無理なことは無理」。
- 校長のしごと……保護者との折衝は校長の仕事。当事者が矢面に立たない配慮を要求。
- 初動態勢……転任した時がヤマ。八方美人にならない。何時間でも勤務労働条件について校長と相談。
- 強要は支部へ連絡…管理職・同僚からの強要・黙示があったら、支部へ連絡する。
- どうしても……削減困難な場合は、時間を限定。週2回各30分の活動で十分。代償措置も要求のこと。

自主的団体主催の「～大会」「コンクール」が教育課程に位置づけられている場合があります。その際は、練習時間を標準時数内で行う工夫が必要です。校長とよく相談です。

コラム

「道徳は要」～いつかきた道～

新要領では、学校教育全体で「道徳の時間は要」とされてしまった。あわせて「自主」・「自律」、「公共の精神」、「規範意識」等の単語が頻繁に出現する。これらの言葉と国が求める「道徳」とは、ほぼ同義と解釈した方が賢明。「相互監視・自主規制」による、**人権の抑制**をはかるねらいが鼻につく。「漁夫の利」は誰のもの？

手元に 1940(昭 15)年の高等尋常小学校「訓育公開発表会要録」がある。70年のタイムラグを感じない。「国が求める道徳」＝「訓育」。言わんとすることはほぼ同様。学校は「言挙げせぬ国民」形成の場なのである。ちょっと油断すると「学校」は簡単に「国家権力の最末端機関」に変貌する。細心の注意が必要である。

上述に近い観点で、「法教育」の側面から新要領に警鐘を鳴らす本を紹介したい。乞う 一読。

池田賢市編著 「法教育は何をめざすのか」
アドバンテージサーバー (¥525)

コラム

～現職教育再考～

学級担任の時間を拘束する学校システムのひとつに「現職教育」があります。やれ「教員の資質向上」「授業の質的改善」だと現場教職員への責任転嫁施策が強化されるなか、授業研究をやってあたり前という風潮には疑問を感じざるを得ません。

教職員の「研修」については教育公務員特例法第21条に「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」という規定があります。波線部「努めなければならない」は、何の強制力もない「努力義務」規定です。ですから、「現教」で何時間退勤時刻が遅れたとしても教職員の「自主的」活動として時間の回復措置がないのです。明日の授業の準備時間も満足にない中で、なんの「研修」でしょうか。多忙の「元凶」はできる範囲で。

《新学習指導要領下における教育課程編成の視点》

～総合的な学習の時間の発想の転換・再編成～



明日のために その7

やっかいものをリサイクルすべし

導入から約10年。ごちゃごちゃ規定はあるし、準備には時間がかかるしということで、総合的な学習の時間*（以下、総合的時間）は、カリキュラム中の「やっかいもの」とは言え、新要領下でも70時間は時数確保されています。どうせやらなきゃいけないのならば、上手に活用してリサイクルしましょう。その前に、この10年で矮小化させてしまった文部科学省の失策の補修が必要です。（下枠内参照）

◇ 既存の内容をどんどんつかって

リサイクルなので、新品はいりません。すでに学校で実践されてきている「中古品」を総合的時間の枠に沿って再構成すればいいのです。

特に、従来、既存の教科枠にあてはまらず「学校行事」として行ってきた内容をどんどんとりこみ、融合し、文字通り「総合的な学習」にすることが可能です。

《融合の例》

大テーマ「いのち」

小単元：平和（世界と平和・生命と人権）
交通安全（生命を大切に・地域）
生と性（生命と人権）

小単元「交通安全」より

- ・地域の社会生活を調べる
- ・交通安全から命の大切さを考える
（交通教室の実施）

・交通安全と人権

小単元「生と性」より

- ・からだや性を科学的に知ろう
- ・自分のからだを知ろう
（身体測定・内科検診等の実施）
- ・自分の性を認識し、自分を大切にしよう

（予想通り）矮小化の原因となった「ねらい（目標）」

総合的時間には次のような目標（ねらい）設定があります。

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。

こんなねらい（新要領では目標）をつくるから、現場が混乱するのです。特に波線部「自ら課題を見つけ～」に現場が強く規定されてしまいました。総合的時間の学習形態まで、「個人課題設定」型にしなければならないと思われてしまったのです。そもそも上記文は「最終目標」です。目標を考慮しながら、手を変え品を変え総合的時間の中で子どもと共に活動するのです。ですから、**総合的時間の授業形態まで目標にとらわれる必要はありません。**他教科との合科的とりくみでもいいし、一斉授業形態で問題の練り上げをしてもいいのです。（一応、元文科省調査官は「総合的」「横断的」「探究的」のいずれかであれば、と条件をつけてはいましたが・・・）

大テーマ「ともにいきる」

小単元：自然といきる
（自然・環境）
人といきる
（人権・福祉）

小単元「自然といきる」より

- ・地域の川、山のいきもの
（宿泊学習の実施：P10 参照）
- ・エネルギーと環境
（理科の発展：電池づくり等）

* 「総合学習」と「総合的な学習の時間」：日教組は従来から「総合学習」という学習活動を提唱している。基本的に「総合学習」

「総合的な学習の時間」とは性格が異なる。「総合的な学習の時間」が上枠内のように様々な拘束性があるのに対し、「総合学習」は拘束なし。決定的な違いは「立場性」。「総合的な学習の時間」が権力性・経済優先性にとらわれやすいのに対し、「総合学習」は、人権・共生にもとづいた主権者教育の視点から学習をすすめていく。

「総合的時間」登場以降、【「総合的な学習の時間」のなかで「総合学習」を行う】というスタンスで導入を推進している。

総合学習は次の著書に詳しい：長尾彰夫著「総合学習をたのしむ」アドバンテージサーバー：1999

明日のために その8

宿泊学習は総合的な学習の時間とすべし

宿泊学習など自然体験学習は、現在でも「総合的な学習の時間」で時数計上可能ですが、今回、「総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替」(第1章第3の5)が加わったことでより明確になりました。



- 5 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

この規定については要領解説、総則編 P50・総合的時間編 P36・特別活動編 P33に例示も含め、詳しい記述があります。(本資料 P7 上段も参照のこと)

このことにより、宿泊学習等、自然体験学習は学校行事とせず、1日につき5～6時間の「総合的な学習の時間」として計上することができます。わざわざ「例示」してくれているので有効に活用しましょう。

【宿泊学習(2泊3日)の場合】

- 3日間とも6校時扱いとする(計18時間)
総合的な学習の時間として事前・事後の活動とあわせて指導計画上の「単元」の中に活動を入れる。

◎ 総合的な学習の時間の指導計画について

従来の教科教育とは性格が異なる総合的な学習の時間には、指導計画は本来必要のないものです。子どもと教師が一体になって考えながら模索していくのが本筋だからです。だから学習の流れはどうなるかわかりません(ゴール・フリー)。初めから学習の予定が決まっている指導計画は必要がないどころか、かえって足かせとなります。それでも文科省は指導計画作成を強要するのです。

指導計画はあくまで「計画」(予定)です。その通りに進める必要はありません。「目標達成」にむけて、大いに脱線しましょう。そのためにも教職員が人間として子どもたちを考える時間的余裕を確保することが絶対条件となります。

総合的時間は
「単元」づくり

9 ページの
「融合の例」にも
あるとおり、
「総合的時間」

の系統性を明らかにするために学校独自に「単元」を作成する必要があります。学校全体で大きなテーマを設定し、おおまかに大単元・小単元を構成します。学校全体で行う共通の単元を作成したり、学年共通、学級単位の単元を作成したりします。新しい内容はいいません。今までの実践のリサイクルです。

活動導入の意図を明確にすることと、各学年のかわり方を明確にしておくことがポイントです。詳細な指導計画作成が求められていますが、勤務時間の中でできる範囲のもので十分です。

～「総合的な学習の時間」の特徴～

- ・現状を追認させようとする(結果的に追認させてしまう)学習である。
- ・事象の本質から目をそらせる(結果的に目をそらさせてしまう)学習である
施設見学、体験学習、調べ学習等、さまざまな形態がとられるが、事象の本質に迫るのではなく、表面をなぞり、理解したかのように感じさせる時間が作られる。

(北教組検討報告より)
同様の学習形態でも「総合学習」とは似て非なるものです。

(前ページ P9 : 脚注参照)

「総合学習」への進化をめざそう!

◆◆ 「労働安全衛生法」は現在最強のアイテム ◆◆

明日のために その9

働き方のルールづくりを急ぐべし

「学校」という無限空間
からの脱却をめざして

成果主義・能力主義が
声高に叫ばれ、働き方の
ルールが無視され、結果
のみを追い求める風潮が
高まっています。がんば
ればがんばるほど仕事は増えます。その「無間地獄」からの
脱却には「時間スケール」の導入しかありません。労働安全
衛生法にもとづく校長による時間管理・超勤解消措置をきび
しくチェックする必要があります。学校業務の勤務時間内完
結が学校での労働のルールです。

労働安全衛生法と安全配慮義務

労働安全衛生法の学校適用により、校長は教職員の安全と健
康の確保のため、勤務時間の管理、超過勤務の削減措置等を行う
義務が生じている。

安全配慮義務の概念を学校にあてはめると「教職員の安全や健
康が脅かされることが予測できた場合、その回避措置を校長は行
わなければならない」ということ。教育課程編成での業務量制限は
安全配慮義務そのものである。民事訴訟で確立した概念。最近で
は、労安法65条の3をあてるとされる考え方が一般的。

いずれにせよ、学校にもあてはまるので、校長と同僚に前もって
熟知しておく必要がある。

教育課程編成は教職員の
年間労働計画づくり

忙しさの最大の原因は業務量の多さです。解消には業務削減と人
的配置の増員しかありません。人的配置増が困難な状況下、現在の
教職員数に見合った業務量にする必要があります。

学校職員の大多数が学級担任である小学校で、授業以外の活動を
企画することは、ほぼ不可能です。このことを十分に踏まえた上で、

教育課程の編成に臨んでください。「子どものため」と学校のキャパシティ以上の内容を盛り込もうと
する同僚もいるかもしれません。その時には、自分の意見をはっきりと伝えて、どうすればいいかを相
手に考えてもらってください。

黙っていると出来上がった教育課程に一年間、あなたの働き方(時間)が拘束されることになります。

「ライフワークバランス」
が重要

※ 「ライフ・ワーク・バランス」について

正式名称は「ワーク・ライフ・バランス」仕事と生活の調和。
「ワーク」より「ライフ」が大切なので、逆転させて使用した。
「国民一人ひとりが、仕事だけでなく家庭や地域生活など
においても、ライフステージに応じた自らの望む生き方を
手にすることができる社会を目指す」として、2007.12 に「ワ
ーク・ライフ・バランス憲章」が内閣官房長官決裁により策
定された。詳しくはPCにて検索のこと。

職場討議資料(小学校編) 2009 教育課程編成に向けて『明日のために』 2008.10.1

福島県教職員組合 第2次教育課程編成検討委員会 小学校部会